

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成27年5月審査分

平成27年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H27.4	15	1241	8,405	B	サービス種類：市町村認定の要介護度と相違	12QJ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H27.4	15	1241	8,405	B	サービス項目：市町村認定の要介護度と相違	12QJ
エラーが2つセットで出力されます。									

内容・・サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違

原因・・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

①変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。

②保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。


③居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・最初に請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会して下さい。

①の請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。

②の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。

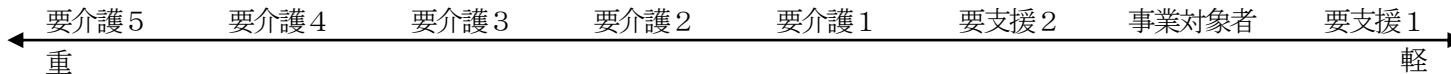
③要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。


 **ポイント!** 月の途中で要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

No		給付管理票		請求明細書		
		要支援・要介護 状態区分等	サービス計画費 被保険者欄の 要介護状態区分	要介護状態区分 (介護給付)	要支援状態区分 (予防給付)	要支援状態区分等 (総合事業)
		(重い方を対象) ※2	(月末時点)	(月末時点)		
1	事業対象者→要支援1	事業対象者	要支援1	-	要支援1	要支援1
2	事業対象者→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2
3	事業対象者→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	-	事業対象者
4	要支援1→事業対象者	月途中の要支援1→事業対象者への変更はない。				
5	要支援1→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2
6	要支援1→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援1
7	要支援2→事業対象者	月途中の要支援2→事業対象者への変更はない。				
8	要支援2→要支援1	要支援2	要支援1	-	要支援1	要支援1
9	要支援2→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援2
10	要介護N※1→事業対象者	月途中の要介護N→事業対象者への変更はない。				
11	要介護N※1→要支援1	要介護N※1	要支援1	要支援1	要支援1	要支援1
12	要介護N※1→要支援2	要介護N※1	要支援2	要支援2	要支援2	要支援2

※1 要介護Nは、要介護1～5のいずれかを意味する。

※2 要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。



 **ポイント!** 月の途中で要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

〔例1〕平成27年4月10日に要介護3から要介護1へ変更となった場合の平成27年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要介護1 (コード21)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2111) 1,042単位

(誤) 要介護3 (コード23)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2211) 1,353単位

間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード=10QF”又は“エラーコード=12QJ”のエラーとなります。

〔例2〕平成27年4月10日に要介護1から要支援2へ変更となった場合の平成27年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要支援2 (コード13)、介護予防支援費 (サービスコード46-2111) 430単位

(誤) 要介護1 (コード21)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2111) 1,042単位

間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード=12QA”と同時に“エラーコード=12P4”のエラーとなります。

No.1	月の途中で事業対象者から要支援1になった場合、給付管理票は「事業対象者」、サービス計画費及び請求明細書は「要支援1」にて請求
No.2	月の途中で事業対象者から要支援2になった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書は「要支援2」にて請求
No.3	月の途中で事業対象者から要介護Nになった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書 (介護給付) は「要介護N」にて請求。 請求明細書 (総合事業) は「事業対象者」にて請求
No.4	月の途中で要支援1から事業対象者への変更はない。
No.5	月の途中で要支援1から要支援2になった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書は「要支援2」にて請求
No.6	月の途中で要支援1から要介護Nになった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書 (介護給付) は「要介護N」にて請求。 請求明細書 (総合事業) は「要支援1」にて請求
No.7	月の途中で要支援2から事業対象者への変更はない。
No.8	月の途中で要支援2から要支援1になった場合、給付管理票は「要支援2」、サービス計画費及び請求明細書は「要支援1」にて請求
No.9	月の途中で要支援2から要介護Nになった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書 (介護給付) は「要介護N」にて請求。 請求明細書 (総合事業) は「要支援2」にて請求
No.10	月の途中で要介護Nから事業対象者への変更はない。
No.11	月の途中で要介護Nから要支援1になった場合、給付管理票は「要介護N」、サービス計画費及び請求明細書は「要支援1」にて請求
No.12	月の途中で要介護Nから要支援2になった場合、給付管理票は「要介護N」、サービス計画費及び請求明細書は「要支援2」にて請求